

(表1) 廃車などの手続きと場所

Table with 4 columns: 車種, 軽自動車, 軽二輪, 手続き・問い合わせ先. Includes details for vehicle types and contact information for the Osaka Prefecture Vehicle Inspection Association.

(表2) 原動機付自転車および二輪車など

Table with 3 columns: 区分, 税率(年額), 原動機付自転車. Lists tax rates for various vehicle categories like 50cc motorcycles and mopeds.

(表3) 三輪以上の軽自動車など

Table with 4 columns: 区分, 税率(年額), 三輪, 四輪. Shows tax rates for three-wheeled and four-wheeled light vehicles based on their first inspection date.

※電気・天然ガス・メタノールの各軽自動車・ガソリンハイブリッド車・被けん引車は経年重課対象外です。

(表5) グリーン化特例

Table with 4 columns: 区分, 標準, 電気・天然ガス自動車, ガソリン車・ハイブリッド車. Details tax reductions for eco-friendly vehicles.

注 天然ガス自動車については、平成21年排ガス規制NOx10%以上低減車が対象となります。法改正により変更される場合がございます。

(表6)

Table with 4 columns: 障害の区分, 手帳の区分, A, B. Lists conditions for tax exemptions based on disability status and medical certificates.

人権なんでも相談所を開設
市では「人権擁護委員の日」特設相談所を開設します。
一人で悩まず、気軽に相談してください。

固定資産税 都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課日)現在で、土地、家屋、償却資産(固定資産を所有している人に課税される税金です)。

従って、年の途中で売買などで所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者です。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道、街路、公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めてもらうものです。

▼免税点

守口市内において同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。

- ・土地：30万円未満
・家屋：20万円未満
・償却資産：150万円未満

▼納期限

- 第1期 5月31日(水)
第2期 7月31日(月)
第3期 10月2日(月)
第4期 11月30日(木)

▼減免制度

次のいずれかに該当する固定資産は、固定資産税・都市計画税が減額または免除される場合があります。

- ・生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
・不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
・災害などで使用することができなくなった固定資産

該当する固定資産の所有者は、減免申請書に必要書類を添えて、所定の期限内に課税課資産税担当へ提出してください。

▼審査請求および審査申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に審査請求をすることができます。また、固定資産の価格(評価額)に関して不服があ

る場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内です。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在、ミニバイク(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車)を所有または使用している人にかかる税金です。

なお、継続検査(車検)が必要な軽自動車および二輪の小型自動車は、納税通知書(口座振替用以外)に「継続検査用納税証明書」を利用してください。

すでに軽自動車などを譲渡したり、使用していない場合は、廃車などの手続きをしてください(表1)。

▼税率

原動機付自転車、軽一輪、小型一輪、小型特殊自動車は表2のとおりです。三輪以上の軽自動車などについては表3となります。自動車検査証(車検証)の初度検査年月によって税率が異なりますので、お持ちの自動車検査証(車検証)をご確認ください。

注 平成29年度に経年重課(表3の③)対象となる車は、自動車検査証(車検

証)の初度検査年月が、平成16年3月以前の車両です。

また、平成28年4月1日〜平成29年3月31日の間に初度検査を受けた車両のうち表5に該当する車両については平成29年度のみ軽自動車税が軽減されます(グリーン化特例)。

▼減免制度

災害にあった人や身体に障がいのある人などは、一定の基準で減免を受けられる場合があります。

身体に障がいのある人などが利用する軽自動車に係る軽自動車税の減免は、表6の該当者が対象となるため、確認してください。申請時の必要書類などについては、問い合わせください。申請期限は5月31日(水)です。

問 課税課税政担当
TEL 06・6992・1458

(表4) 経年重課適用開始年度早見表

Table with 2 columns: 経年重課適用開始年度, 初度検査年月. Shows the correspondence between fiscal years and first inspection dates for tax-exempt vehicles.